

【特別寄稿】

## 熊本農業の展開

—農の思想、農の復権—

松岡静富

The Development of Agriculture in Kumamoto  
The Thought and Renewal of Agriculture

Shizutomi MATSUOKA

## I 農政の展開と県農業

我が国の農業、農政の動きの中にあって地域農業と自治体農政は、制度や財政面から、国の農政の大きな枠組みに依存し、規定されてきた。特に農政の法制的手段は、農政の理念なり目標を具体化するものであってみれば、戦後の農業関係の法制史や、その施策の展開を概括することで、農業、農村の動向を映す反面鏡として俯瞰できよう。これまで立法とともに政策立案過程で国は強いリーダーシップで農政の誘導と展開を図ってきてている。

戦後行われた農業改革は、農地法（S. 27）＝自作農の創設、農業協同組合法（S. 22）、土地改良法（S. 24）の法制化に代表され、戦後農村の民主化と農業生産力の増強を目指すものであった。

その変革を基調に農業、農村、農民の姿が大きく変貌した。更に、その後、高度経済成長の下、時代変化に即して、新しい農政の理念と改革の路線を敷いたのが農業基本法（S. 36）である。食糧管理法とともに、現在の農政の基本となるもので、憲法と同じく前文を有する高邁な理念を提唱したものである。目標とする施策は①他産

業との生産性格差の是正 ②他産業従事者との所得・生活水準の均衡化 ③農業生産の増大 ④農業従事者の福祉の向上 をあげ、政策目標として①生産政策＝需要に応じた選択的規模拡大 ②構造政策＝高生産性農業、自立農家の育成 ③価格政策＝農工間所得格差の是正 を掲げている。

その後の米の生産過剰や農家、農業就業者の著しい減少、農産物輸入の拡大等を背景に、情勢に応じ、施策の取り組み方向を軌道修正していく。「総合農政の基本方針」（S. 45）「80年代の農政の基本方向」（S. 55）「21世紀に向けての農政の基本方向」（S. 61）を経て、現在の農政のフレームとして「新しい食料農業農村政策の方向」（H. 4）が基本法の系譜にあたる。

引き続いて大きな農政の転換が進行し、食糧管理法に代る新しい食糧法（H. 7）、新たな米政策大綱（H. 9）とつづき、更に農政の根幹となる農業基本法を抜本的に見直し、21世紀へ向けた農業の活性化を目指した新しい農業基本法の法制化が具体的なスケジュールとなっている。

1-1表 農政のあゆみ

年代	昭和30年	40年	50年	60年	平成
主要法等	土地改良法(24) 農業基本法(36) 農村工業導入法(46) 農用地利用増進法(55) 新しい食料農業農村政策の方向(H4) 農業協同組合法(22) 山村振興法(40) 80年代の農政の基本方向(55)				
農業委員会法(26)	農振法(44)	過疎法(45)	21世紀～向けての農政基本方向(61)		食糧法(H7)
離島振興法(28)					新たな米政策大綱(H9)
農地法(27)	総合農政(45)				食料農業農村基本問題調査会答申(H10)
農業関係指標	食糧増産対策 農産物選択的拡大対策 生産調整対策[水田利用再編対策(53)]			水田農業確立対策(62) 水田営農活性化対策(H5) 新生産調整推進対策(H8)]	
一般	戦後復興期	高度経済成長期	経済調整期	安定成長期	国際化と農業構造の再編
県農政等	第2次産業振興計画(27) 県計画策定(36) 熊本県長期計画(45)	熊本県農業計画(47) 熊本明日へのシナリオ(58) 熊本県農産物品質向上コスト低下運動(55)		新農業自立運動(62)	
			80年代熊本県総合計画(56) 熊本県総合計画[農業計画](H5)		

熊本の農業は、俗には日本農業の縮図とも云われる。農業立地や產品の多様性による。統計的には、土地かい廃、労働力の減少、高齢化、生産性の低下等の趨勢として下降傾向にあるが、全国的には、農業の相対的ウェイトは高く、農業県などとして総称されることがあり、食糧基地九州の中核的役割を担っている。

県農業の特徴は、温暖な気候や変化に富んだ地形、恵まれた農業条件と稲作との複合、豊富な特産物、多彩な産地形成、中核農家主導の農業等が挙げられる。農業粗生産額は、約4千億円で全国でも上位水準にある。県農業の生産変動に伴う関連産業への誘発効果は1.2倍と推計（三菱総研）されている。全国比のウェイト（H.9）は、耕地面積、農家戸数で約2.5%、基幹的農業従事者、農業専従者では4.3%の高い水準にあり、総農家の中の

専業農家31%、農業従事者の60才以上の高齢化比及び女性比率は、それぞれ46%、43%となっている。特筆されるのは、将来の農業を担う若い新規就農者は全国で僅か2,000人（H.8）、本県の場合は全国の約7%の143人であるが、昭和60年比で半減している。単年度の新規就農者のいない町村が51%あり、後継者難は、危機的状況にある。

地域的には、中山間地の過疎化が進み、多くの農産物が過剰基調の中、ますます国内外の産地間競争は強まる傾向にある。地域の農業生産を維持し、効率的農業を開拓するうえで、品質向上、コスト低減、高付加価値農業の取り組みと併せて、優良農地の確保、土地基盤、社会資本の整備や担い手の育成、土地利用調整、新技術の開発普及等を地域農政の主要課題としている。

1-2表 熊本県の農業

	単位	全 国	九 州	熊本県	全国に占める地位		備 考
					順 位	割 合	
農家戸数（9年）	千戸	3,344.2	486.9	82.7	18	2.5	
中核農家数（7年）	〃	434.1	86.6	23.1	2	5.3	
農業専従者数（9年）	千人	1,923.7	361.6	82.8	3	4.3	
基幹的農業従事者数（9年）	〃	2,455.7	421.8	87.8	5	3.6	
耕地面積（10年）	千ha	4,905.0	698.0	128.5	13	2.6	
農業粗生産額（9年）	億円	99,886.0	18,147.0	3,616.0	5	3.6	
生産農業所得（9年）	〃	40,011	6,552	1,645	4	4.1	
1戸当たり農業所得（9年）	千円	1,203.0	1,295.0	2,021.0	3	168.0*	*:対全国格差
主 要 農 畜 產 物 の 生 產 量 9 年	いぐさ	千t	60.9	58.8	53.0	1	87.0
	デコポン（8年）	〃	10.2	7.3	5.6	1	54.9
	甘夏みかん	〃	109.6	55.9	33.5	1	30.6
	露地メロン	〃	318.7	97.2	71.9	1	22.6
	すいか	〃	613.9	142.4	116.7	1	19.0
	トマト	〃	779.8	146.6	71.7	1	9.2
	くり	〃	32.9	6.5	4.3	2	13.1
	しょうが（8年）	〃	40.0	8.6	4.9	3	12.3
	葉たばこ	〃	68.5	29.0	6.2	3	9.1
	なす	〃	474.9	85.0	27.0	3	5.7
	温州みかん	〃	1,553.0	582.0	140.4	4	9.0
	肉用牛（10年）	千頭	2,848.0	961.1	142.9	4	5.0
	さといも	千t	269.9	80.6	10.0	6	3.7
	かんしょ	〃	1,130.0	541.5	33.9	5	3.0

熊本県農政部資料

## II 米を介して地域農業を考える

米問題を考える場合、先ず、時局的な情勢にふれなければならない。米に関しては、我が国は、食糧管理法の下、例外的輸入はあったが、国内自給品目として、國家管理による生産、流通が図られている。それが、昭和61

年から進められた世界貿易を規定するガットのウルグアイ・ラウンド（UR）交渉の農業合意により、当面、部分市場開放とはいえ、いわばコメ鎖国から開国へ大きく転換することになった。国会（衆参両院）の3度にわたる「自給堅持」の決議や世論を二分しての自由化論争の

中での選択であつただけに、ガット体制の維持による世界経済の相互依存関係の深まりとともに、我国の農業の根幹である米（稻作農業）政策も大きな変革を余儀なくするものである。

日本農業の象徴的な存在である米の市場開放問題に関して、UR合意にあたって、時の細川護熙首相は、特に米について「その歴史がそのまま我国の歴史でありました。水をいっぽいたえた水田と豊かに実った稲穂は、桜の花と同じく古代以来、この日本列島の象徴であり、お米は国土と環境の保全のためにもかけがえのない役割をはたしてまいりました。……」と触れ、また、これを機に、日本農業の将来展望を切り開き、農業維新ができるよう国内対策を約束している。（平成5年12月14日発表）新ラウンドの米に関する合意の概要は、各国のUR合意の原則とした包括関税化（完全自由化）に抗して、関税化の特例措置（6年間関税化しない）が認められるとして、その代償に、平成7年から6年間4～8%までのミニマムアクセス（最低輸入量）を認める内容のものである。これから米管理の運用と相俟つて、不透明ではあるが、UR合意の受け入れに伴う農業への影響や関連諸制度等、新たな見直しと対策が重要な農政課題となつた。

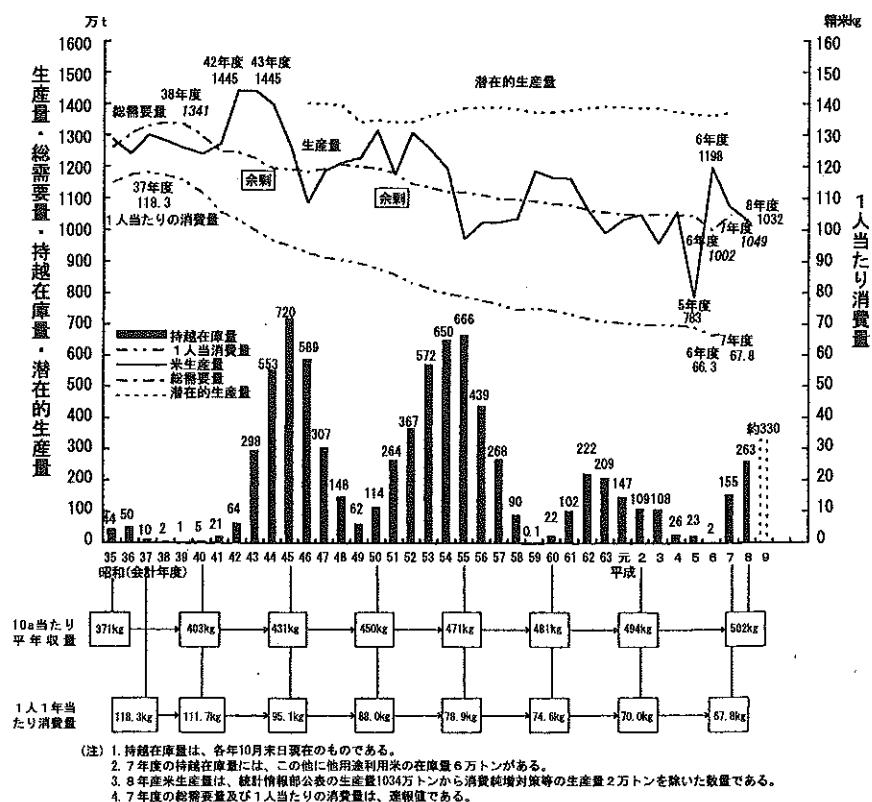
平成5年産米の著しい凶作（作況指数、平年比74）と

URの農業合意で米の部分開放が決まつたことで、米の情勢は大きく揺らいできた。現行の米の制度、施策は、食糧管理制度に依拠して論じなければならないだろう。主食である米の国民生活に占める重要性から、米価の決定及び需給調整のための各種の施策が講じられている。

米の農業生産額は、約3兆円、農業総算出額に占める割合は約3割、食生活の上で日本型食生活の基礎的食料として、また、単品としての食料費支出や供給熱量でのウェイトが高いことなど、依然として重要な農産物であつて、地域経済や国民生活に及ぼす影響が大きい。こうした事情を背景に適切な管理が必要とされている。

我が国は米穀管理上、大正中期までは完全な自由取引であったが、米の作柄の豊凶や経済状況の下で、大幅な価格変動や買い占め、売り惜しみによって、いわゆる米騒動等社会的混乱が生じた。このことから、間接統制米穀法（T.10）、米穀統制法（S.8）等を経て、これまでの米管理に関する法律、規則等を集成した恒久的、体系的制度として昭和17年に食糧管理法が制定された。食管制度は、国民食糧の確保及び国民経済の安定を図るために、米麦等の食糧を管理し、その需給及び価格の調整並びに流通規制を行うものである（法第1条）。法施行50年余、その後の食料事情や農業生産の態様が著しく変化したこと、制度適用の上では大きく変遷してきた。

1-1 図 米の全体需給の推移（昭和35～平成8年会計年度）



食管制度は、政府の管理のもとで、米を数量面と価格面で生産安定と安定供給を図るもので、特に、当該年度の米穀の管理に関する基本計画を策定し、公表する、いわば単年度需給均衡方式を特長とする。

戦後、米は、天候に左右されるなど、生産量が年次毎に大きく変動し、しかも1人あたり消費量の減少と相俟って、需給バランスを欠き、繰越在庫を抱え、年次によって、膨大な数量の過剰米処理に多額の財政負担（S. 50～53の第2次過剰米負担約2兆円）を要してきた。こうしたことから単年度の需給を均衡させることを基本に、昭和46年度から米の生産調整及び稻作・転作対策が実施された。以降、潜在需給ギャップを解消する目的で、米生産調整は最も多い時期には全水田面積の約3割を上回

っている。この制度は、内容の見直しを伴いながら近年の水田営農活性化対策、新生産調整推進対策として継承されている。

地域農業の基幹となる米、稻作は、米管理制度の大きなフレームのもとで価格や需要調整等で大きく揺れてきた。

基本的には、構造的な米の供給過剰に対処するため、昭和46年度から始まった生産調整及び稻作転作対策を基準にしている。以降水田総合利用対策（S. 51～53）、水田利用再編対策（S. 53～61）、水田農業確立対策（S. 62～H. 4）、水田営農活性化対策（H. 5～7）、新生産調整推進対策（H. 8～9）として、既に20年余の長きにわたって継続されてきている。

1-4表 生産調整の経緯と実績

単位：ha, %, 百万円

対策名	年度	転作等目標面積	実施面積	達成率	転作率	助成金交付額	対策の趣旨
稻作転換対策	S. 46	547,000 12,120	541,000 15,223	98.9 125.6	17.3 18.8	— 5,692	・米の生産調整 ・他作物への転換
水田総合利用対策	S. 51	215,000 6,120	194,000 5,521	90.5 90.2	6.6 7.0	— 2,187	・米の計画的生産 ・他作物の自給力向上
水田利用再編対策	(第1期) S. 53	391,000 11,700	438,000 13,292	112.0 113.6	15.1 16.8	— 8,517	・米の計画的生産 ・他作物の自給力向上 ・農業構造の再編成
	(第2期) S. 56	631,000 19,300	668,000 20,338	105.9 105.6	23.5 25.9	— 11,371	
	(第3期) S. 59	600,000 17,840	620,000 18,626	103.3 104.4	22.7 24.0	— 7,291	
水田農業確立対策	前期 S. 62	770,000 22,980	791,234 23,783	102.4 103.5	29.0 31.2	— 6,215	・地域輪作農法の確立 ・転作作物の生産性の向上 ・効率的生成単位の育成 ・地域ぐるみの計画的転作
	後期 H. 2	830,000 24,520	849,257 25,749	102.7 105.0	31.8 34.6	— 5,262	
水田営農活性化対策	H. 5	673,000 19,560	709,296 22,170	105.3 111.4	27.1 30.5	— 2,972	・計画的な米の生産、集荷 ・新政策に沿った経営の育成
	H. 6	579,000 18,740	588,000 19,090	101.5 101.9	22.7 26.5	— 1,900	
	H. 7	580,000 19,213	663,000 21,790	114.4 113.4	25.7 30.4	— 2,564	
新生産調整推進対策	H. 8	670,000 21,369	673,000 22,021	100.5 103.1	26.3 31.0	1,798 *(4,586)	・新食糧法下の生産調整 ・生産調整の実効性の確保 ・生産者並びに地域の自主性の尊重 ・望ましい営農の実現
	H. 9	671,000 21,345	678,000 21,795	101.0 102.1	26.7 30.9	1,722 *(4,431)	

県農政部資料から作成

(注) 1. 各対策初年度数値で示し、上段は全国分、下段は熊本県分。

2. \*: ( ) はとも補償事業を含む額

現行の対策は、これまで進めてきた生産調整を契機とした新しい産地づくりや、地域輪作農法の確立等、転作と稻作の望ましい水田営農の両面から取り組まれている。併せて、近年の不作続き等で政府米や加工用米の供給量が低下している状況に対応し、短期需給回復を図るため、多様なニーズに応じた米の制度別（政府米、自主流通米、他用途利用米）・用途別（主食用、加工用）に均衡の取れた適正な生産、流通にも対応が求められてきた。

このため、近年の生産調整は、国が全国ベースで米の需給計画に基づいて、転作等目標面積を定め、これを農業団体との協力関係で原則的には、都道府県、市町村、単位農協、農家というルートで順次配分し実施されてきている。

しかし、過剰と不足が、同時進行する中でのその運用は、計画経済的手法にも類し、硬直的で制度疲労の批判がある。

この制度では、多くの取り組みが、集落の相互監視機能や共同連帶責任といった、古くからの農村社会の慣習に支えられていた。実態として、一律減反（配分）され、生産割当率が固定化するなどして、専業、大規模農家の規模拡大意欲を阻害する傾向にある。また、適地適作を進め、コスト低減や市場原理にかなった流通を図るうえでの隘路となり、稻作生産の停滞を招き、稻作農家の体质を脆弱化しているとの批判的評価が課題であった。

こうした生産調整と結びついた全量管理をする趣旨、米の食糧管理制度のあり方が大きく問われてきた。

### III 急転する農業、農政の改革

我が国これまでの農業、農政は、基幹作で主食であるコメについてのURの農業合意を契機に一層の国際化時代に入った。UR合意後、政府は、コメ解放後の農業政策、特に米管理システムの見直しについて農政審議会に諮問した。その報告は、「新たな国際化環境に対応した農政の展開方向」としてまとめられた。コメ市場開放など総自由化の流れに対応した抜本的制度見直しを求めたもので、これを基に既に形骸化が進んでいた全量管理、直接統制の食糧管理制度の廃止が決まり、新たに「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」いわゆる食糧法

(H.7) の制定へとつなげた。新法は、米に関しては、生産流通の基本に市場原理が据えられた。法の骨子は①自主流通米を主体とした流通体系への転換 ②生産者の自主性を尊重した生産調整 ③政府による備蓄と民間による調整保管制度 ④需給実勢を反映した自主流通米価格形成等をフレームに需給及び価格の安定を図るものである。中でも、昭和46年から4半世紀にわたって継続し

てきている課題の多いコメの減反政策いわゆる生産調整に関しては、それまでの通達等による行政指導で進められてきたが、食糧法は、減反が生産者の主体的取り組みであると想定して、初めて法律上の根拠を得ることとなつた。

食糧法施行後、コメの需給環境は平成5年の大凶作を除けば、以降6年から9年まで作況指標は102～109の水準で、いずれも豊作、加えて引続く消費の減退、ミニマムアクセス米の増加等で米穀年度の平成9年10月末の在庫が352万トン（政府米267、自主流通米85）に達し、深刻な過剰状況が顕在化した。需給バランスと価格安定のためには、国の過剰在庫の解消と生産調整の強化が不可欠となってきた。

こうしたことから、これまで3年を区切としたコメ政策を短期に見直し、平成9年に「新たな米政策大綱」を決定した。その概要は、①生産調整を拡大し、国産米在庫を適正備蓄量の上限である200万トンに削減する緊急生産調整推進対策 ②自主流通米価格形成センターの機能拡充 ③価格下落時の補てん制を盛り込んだ稻作經營安定対策 ④全国とも補償制度の米需給安定対策に及んでいる。

新しい米政策は、いずれも食糧法の目的とする需給安定と米価の安定を達成することにあり、総量的な需給を生産、流通の面で政策的に調整することにある。

しかし、米の実勢は、過剰と価格低落等で、いわば食糧法の補完ないし、軌道修正とも云え、なお流動性をはらむ運用が続いている。加えて世界貿易機関（WTO）次期交渉を1年後に控えた中、政府は先のUR交渉での特別措置から急転し、コメ輸入を最低限に抑える選択肢として早期関税化の道を決定している。

### IV 農の思想、農の復権

農業計画の範疇で農村地域という地域を対象にした計画が一般的に行われている。制度のうえでは、都市には都市計画法が、森林には森林法によってそれぞれの区域を基にした立法措置が行われている。農村には農業振興整備計画法（農振法）によっており、農業振興を前提に土地利用計画や施設計画を内容とするもので、計画対象は農業であって農村ではない。いわゆる生活や環境は雑則でしかない。これまでも地域政策の視点から農村計画的発想が提起されてきたが、学際的なこと等もあって今だ統合されているとは云えない。従って、農村における計画的系譜を補完する意味からは、国土や生活環境の永続的創成をはかる国土計画法による全国総合計画とは、深い関係で推移してきた。

1-5表 國土開発の推移

國 土 開 發	農 政 関 係
S.37 第1次全國総合計画 拠点開発方式、新産業都市、地域間格差是正 ・新産業都市建設促進法(S.37) ・工業整備特別地域整備促進法(S.39)	S.36 農業基本法 農工間格差の顕在化
S.44 第2次計画 大規模工業基地と交通通信ネットワークの整備 ・過疎地域対策緊急措置法(S.45) ・農村地域工業導入促進法(S.46)	S.45 総合農政の基本方針 構造改善、米減反、兼業農家協業化
S.52 第3次計画 地域別に定住圏を創設し、人口の定住促進 ・田園都市構想、地方の時代、ふるさと創生	S.55 80年代の農政の基本方向 農用地利用増進法(S.55) 国際化と農業構造の再編
S.62 第4次計画 多極分散型国土形成促進 東京一極集中の是正	S.61 21世紀へ向けての農政の基本方向 ・牛肉、オレンジの自由化決定
H.10 21世紀の国土のグランドデザイン 多軸型国土構造形成の基礎づくり	H.7 食糧法施行(食糧管理法廃止) H.10 食料・農業・農村基本問題調査会答申 ・農業基本法の見直し ・新農業基本法の制定を目指す

国土計画は、日本列島における過密、過疎の解消を主要計画テーマに取り組まれてきたが、産業配置、人口配置のアンバランスや、所得配分の地域間較差等、課題が多く、地域の基礎的産業といわれる農業や農村地域の跛行性は、顕著な状況にあるのが今日の姿である。より一層、生活面や地域的視点からのフレームづくりと整備が期待

されている。政府が新しく提示した新農政「新しい食料・農業・農村政策の方向」(H.4)では、国土計画の国土、農村という枚概念に準じた農村地域政策を、従来の食料や農業政策と併せて、農政の大きな三本柱とした。このことは、時代や社会的状況を反映するとはいえ、画期的なことであった。

#### 【農村地域政策－新しい食料・農業・農村政策の要約抜粋】

- ① 個性ある多様な地域社会を発展させ、農村と都市が相互に補完しあい、共生していくことにより、国土の均衡ある発展を目指すことが国土経営の基本。この場合、都市近郊地域、平地農業地域、中山間地域等それぞれの地域が抱えている多様な問題に対応していくことが必要。
- ② 国民共有の財産であるとともに、居住空間や余暇空間として、農村空間に対する国民的評価の高まり。
- ③ 地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的な農業構造を作り上げ支えて行くため、地域関係者の意向を踏まえて、土地利用区分を明確にしつつ、生産基盤と生活環境を一体として行う農村整備を推進。併せて、伝統・文化を育み、医療、福祉などを充実する事が若者の定住を促進。

今日の農業・農村は変貌が著しく、活力が大きく低下している。このような中で、効率的で安定的な農業を再編し、環境や定住条件を整備することで、生活の中で豊かさとゆとりを実感でき、多様な価値観を実現できる個性ある農村地域社会を築くことは、これから求められる農の基本的な思想である。この展開は、地域の自主性や創意工夫によって、農業の適正な土地利用、生活環境整

備、快適な居住余暇空間の形成等を目標に、施策の実践課題としての取り組みが重要とされる。

地域づくりなり、地域活性化のバイオニアとして、大分県の平松守彦知事が提唱した一村一品運動(S.54)が広く知られ、世に喧伝されることが多い。熊本県でも日本一づくり運動(S.59から)として県勢浮揚が図られた。モチーフや行政的取り組み、手法で異なるところはある

うが、それぞれの顔となるもの、地域の誇りとなる產品（広義）づくりを提唱し、地域のアイデンティティーの確立を目指している。特に、大分県は複雑な地形と小藩分立という、歴史的な経緯から生まれた一つの文化運動と位置づけている。

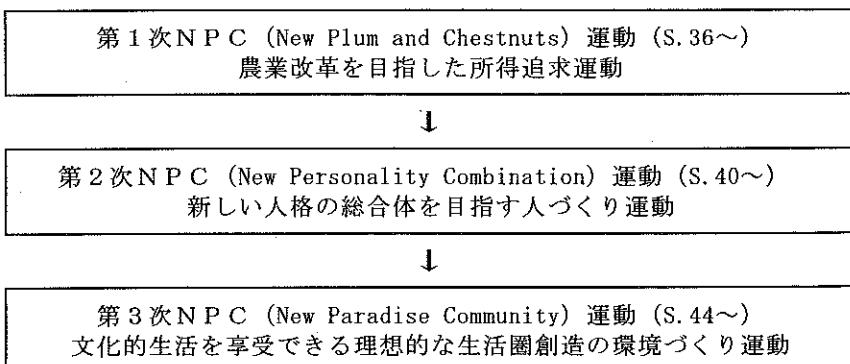
また、平松知事は運動の三原則に、①ローカルにしてグローバルなものに仕上げねばならない。②自主自立、創意工夫。③人づくり、の三つをあげ、地域のヤル気を起こさせ支壊するものと説明している。

両県には、既に幾多の成果事例が見られるが、農村地域の施策理念と具体化のうえでも、先鞭をつけ、多くの示唆を与える。

一村一品運動では代表格とされる大分県の大山町は、県の西、日田郡の中央部に位置する標高 100～500m の

山村過疎地であり、平成9年現在は、総戸数 1,042戸、人口 4,201人、農協組合員 679戸、山林 3,601ha（全体の79%）、樹園地（梅、栗など） 152ha、水田62haである。昭和36年、当時の農協長矢幡治美氏の強力な指導力で「梅栗植えてハワイへ行こう」というキヤッチフレーズのもと、大山町が第1次N P C運動を始めて以降、第2次、第3次と実践目標を高め「働く」「学ぶ」「愛し合う」といった運動の基本理念を大山町民の人生哲学として、実践するプロセスは地域おこし、地域アイデンティティーを発揮する模範となろう。中でも、大山パラダイスを築く遠大な構想は、いわば新農政が提唱する農村地域政策の理念とも相通じ、地方の主体的な取り組みの好事例であり、これから農の復権を目指すものと云えよう。

### 1-2図 N P C運動の展開



熊本県でも、県北端で大山町に近い山村の小国町では、日本一づくり運動に呼応して、日本最大規模の小国ドーム、木魂館、ゆうステーション等、地域特産の杉を活かした木造建造物を核とした、地域デザインづくりが進んでいる。高付加価値型農業、資源や文化を最大限に活用した、活力と個性のある町づくりの「悠木の里づくり」(S. 61～)は全国のモデルケースとしての評価が高い。

先頭に立つ宮崎暢俊町長は、真の豊かさは「住んで良かった、訪ねて良かったと実感でき、暮らしぶりを実感できること」と云い、この理念のもとで、「地域の在り方」を考え、地方行政の中で自ら実践する地域づくりであるとする。

今一つ注目されるのは、新農政プランを受けて、地域政策の範疇で、水と緑の豊かな、ゆとりとやすらぎの場としての役割を活かし、都市と農村の連携を強化する「グリーンツーリズム」が提唱された。

熊本県では、熊本大学佐藤誠教授らが、阿蘇町に定住条件を整備する手がかりとして、地元主導で、都市住民の参加による阿蘇の自然環境と農林畜産業を守り、これを次の世代に引き継いでいこうという「トラスト型田

園ツーリズム構想」を働きかけ、阿蘇町を中心に農協、生協、市民グループ等の賛同者を構成員とする財團法人「阿蘇グリーンストック」を設立(H. 5)した。採草放牧地の広い入会地を含む数百ヘクタールの原野、農地、山林を対象に総合的な空間整備を行い、農業の側面では、農と生命の危機に対応して、環境に優しい土と命を慈しむ農業を基盤に、都市との共生の中で、新しい価値を創造する運動である。実践運動として、あか牛の産直販売等による農業振興や、グリーンツーリズムに即した農村と都市との交流を目的に阿蘇百姓村の開設、草原と自然を守るトラスト基金の創設等の多様な取り組みが行われている。

こうした地域の振興、活性化を通じた地域再生の途は、産業として農業と工業を対比し、また、生活面から都市と農村との対立の構図で把えるのではなく、農工併進を基本に、ひとつの圏域として一体的な生産、生活環境の整備へと、いわば多様な政策分野を総合した地域対策、施策の展開へと色濃く傾斜している。

農業は、これまで求め、期待されてきた魅力ある産業としての自立化と食糧の安全保障や安定供給を維持する

等のいわゆる農業、食糧施策的課題と併せて、地域社会の維持が困難なまでに変貌し、価値観が一層多様化する中で、農業の持つ、水資源の涵養や自然景観の保持、国土保全、文化の継承等国民生活と深く係わる公益的機能、いわば外部経済効果をより重視し、国民的合意形成を図る視点からのアプローチが不可欠となっている。

欧米でも、都市と農村の生活空間を結びつける、農村景観整備や市民農園（クラインガルテン）制度はドイツでは既に市民権を得て定着し、その発想と流れが日本でも平成2年市民農園整備促進法の成立等に結びついている。

その他欧米では、食と緑に関しては、歴史的な教訓を

通じて国自らが守り育てるといった国民的合意を基に、E Cのハンディキャップ地域（山岳地域や条件不利地帯）の農業社会保障、アメリカ農業法を目指している食品の安全性や環境保護、低投入型農業など、多彩な展開を図っている。わが国の農業農政もこのような施策と軌を一にして、時折にというか国際化と地域化のせめぎ合いの中で、新しい価値観に基づいた政策のパラダイムの構築が求められている。同時に着実に地方から、地域の特徴と独自性を基にした実践活動の中で様々な模索がされてきている。熊本の農業、農村に関しては、資源の賦存と潜在的活力等からみて、農の役割は多様で農の復権に寄せる期待は大きい。

### 参考文献

- 1) 日本の米をめぐる基本問題（農業経済研究 第62巻） 今村奈良臣（1990） 岩波書店
- 2) 昭和農業史 農業と経済編集委員会（1989） 富民協会
- 3) 地方からの発想 平松守彦（1990） 岩波書店
- 4) 国土計画の思想 本間義人（1992） 日本経済評論社
- 5) 市民農園のすすめ 祖田修（1992） 岩波書店
- 6) 阿蘇グリーンストック 佐藤誠（1993） 石風社
- 7) 熊本県農業動向年報 熊本県農政部（1998） 熊本県
- 8) N P C働く学ぶ愛し合う 大山村農業協同組合（1998） 大山村農協
- 9) 悠木の里づくり 阿蘇郡小国町（1991） 小国町

### The Development of Agriculture in Kumamoto

— The Thought and Renewal of Agriculture —

Shizutomi MATSUOKA

### Summary

Keeping in mind the systems and measures of Japan's postwar agricultural policy, we examined the character of agriculture in Kumamoto.

Also, at the level of regional agriculture, we're going to make clear the changes to plans and actual conditions leading toward an open market system for that symbolic Japanese agricultural product, rice. At the same time, we have researched about the countermeasure of the change of farm products and the rice production adjustment that have been put into effect for more than 20 years in order of prospecting the regulation of supply and demand among the food control system.

Through these examples of the regional produce under the development of today's agriculture and agricultural policy, we were introducing some creative ways to further the aim of agricultural renewal.